

最高裁秘書第2986号

平成30年7月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年5月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2209号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

苦情申出に関する統計（期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

苦情申出に関する統計

(期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

苦情申出件数							苦情申出を受けての最高裁判所の判断等							備 考	
原判断 府		苦情申出の理由					苦情申出を受けてから委員会に 諮問した日までの期間					(苦情 申出取下等) その他			
最高 裁 判 所	下級 裁 判 所	不開示 情報	文書 不 存 在	存否 応答拒否	その 他	諮 問	30 日 以 内	30 日 超 3 月 以 内	3 月 超 6 月 以 内	6 月 超 1 年 以 内	1 年 超	是 正			
127	91	36	49	71	1	13	133	93	31	4	5	0	4	1	

答 申 件 数	答申を受けての最高裁判所の判断等							備 考			
	最高裁判所の判断		委員会の答申を受けてから判断までの期間								
	原判 決 あり ると した もの の妥 当	原判 決 ないと した もの の妥 当	原判 決 しないと した もの の妥 当	その 他 (苦 情 申 出 取 下 等)	30 日 以 内	30 日 超 3 月 以 内	6 月 超 1 年 以 内	1 年 超			
109	99	1	0	2	102	0	0	0	10	0	